

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 1 3 号

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年新潟市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

題名中「番号法」を「番号利用法」に改める。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加え、「法別表第 2 第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 のうち 1 の項特定個人情報の欄中「法別表第 2 の 1 の項に規定する医療保険給付関係情報をいう」を「健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ」に、「法別表第 2 の 1 3 の項に規定する児童扶養手当関係情報」

を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報」に、「法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報」を「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」に、「法別表第2の1の項に規定する住民票関係情報」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項」に、「法別表第2の26の項に規定する児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」に、「法別表第2の1の項に規定する介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」に、「法別表第2の16の項に規定する特別児童扶養手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」に、「法別表第2の9の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報」に改め、同表のうち2の項特定個人情報の欄中「法別表第2の9の項に規定する生活保護関係情報」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」に改め、同表のうち35の項特定個人情報の欄中「法別表第2の16の項に規定する障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報」に改め、同表に次のように加える。

36	ひとり親家庭等医療費に関する事務であって規則に定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中「(昭和25年法律第144号)」及び「(法別表第1の63の項に規定する中国残留邦人等支援給付等をいう。)」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。